

春日井市行旅人移送費給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行旅中に旅費等を紛失又は浪費し、移動に困窮している者に対し、移送費を給付することについて必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 移送費の支給対象者は、行旅中に旅費等を紛失又は浪費し、移動に困窮している者で、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定に基づく救護費用の給付を受けないものとする。

(給付の範囲)

第3条 移送費は、東海旅客鉄道中央本線春日井駅を基点とし、上りは名古屋駅、下りは多治見駅までの区間内の駅であって、行旅人の目的地までの経路に最も適した駅までの運賃相当額とする。

(申請手続)

第4条 移送費の給付を受けようとする者は、移送費給付申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付を適当と認めたときは、前項の申請者に対し、移送費を給付する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 行旅人移送費等給付要綱（昭和63年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年9月27日から施行する。
- 2 改正後の春日井市行旅人移送費給付要綱の規定は、平成25年9月27日以後の申請に係る移送費の支給について適用し、同日前の申請に係る移送費の支給については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。
- 2 改正後の春日井市行旅人移送費給付要綱の規定は、平成30年4月2日以後の申請に係る移送費の支給について適用し、同日前の申請に係る移送費の支給については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市行旅人移送費給付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市行旅人移送費給付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年9月29日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の春日井市行旅人移送費給付要綱の規定は、令和4年9月29日以後の申請に係る移送費の支給について適用し、同日前の申請に係る移送費の支給については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市行旅人移送費給付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市行旅人移送費給付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

移送費給付申請書（兼受領書）

年 月 日

(宛先) 春日井市長

住所

本籍

氏名

年 月 日生 才

次のとおり移送費の給付を申請します。

J R 春日井駅から J R 駅までの旅費

| | |
|----|------------------|
| 経過 | |
| | 春日井市に来た年月日 年 月 日 |
| 主訴 | _____へ帰りたい、行きたい。 |

移送費として運賃（金 円）を受領しました。

取扱者 所属

氏名